



長野県報

5月22日(月)
令和5年
(2023年)
第407号

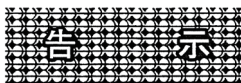
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
南信工科短期大学校及び技術専門校の令和6年度の訓練定員(産業人材育成課).....	2
公共測量の実施(5件)(建設政策課).....	2
公共測量の終了(建設政策課).....	4

公告

県営緊急防災工事計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	4
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課).....	5
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	5
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	6



長野県告示第291号

令和5年6月22日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

財政課

長野県告示第292号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂3230	令和8年1月30日

医療政策課

長野県告示第293号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 住宅有料老人ホーム)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
エフビー介護サービス株式会社	ケアライフかまだ	長野県松本市鎌田2丁目8番33-4号	令和5年5月16日

(登録特定行為事業者 看護小規模多機能型居宅介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
エフビー介護サービス株式会社	看護小規模多機能あつたかほ一むかまだ	長野県松本市鎌田2丁目8番33-4号	令和5年5月16日

介護支援課

長野県告示第294号

南信工科短期大学校及び技術専門校の令和6年度の訓練定員を次のように定めました。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

校名	訓練職種 (訓練科)	定員	
		普通課程	短期課程
長野県南信工科短期大学校	機械科	人	人
長野県長野技術専門校	機械加工科	20	
	電気工事科	20	
	製版科	15	
	木造建築科	20	
長野県松本技術専門校	電気工事科	25	
	自動車整備科	50	
	木造建築科	40	
	冷凍空調設備科	35	
長野県岡谷技術専門校	ものづくり技術科		5
	機械制御科		5
	F A装置科		5
	プロダクトマネジメント科		20
長野県飯田技術専門校	自動車整備科	40	
	木造建築科	20	
長野県佐久技術専門校	機械加工科	10	
	機械CAD加工科		20
長野県上松技術専門校	木工科	40	

産業人材育成課

長野県告示第295号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 UAV レーザ測量

2 作業期間

令和5年4月28日から令和5年11月17日まで

- 3 作業地域
北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第296号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、UAV レーザ測量
- 2 作業期間
令和5年5月10日から令和5年10月13日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第297号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 現地測量、UAV レーザ測量
- 2 作業期間
令和5年5月8日から令和5年9月29日まで
- 3 作業地域
下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第298号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 2級基準点 座標補正
- 2 作業期間
令和5年5月9日から令和5年7月31日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第299号

白馬村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 R 5 白馬村都市計画図修正業務委託
- 作業期間
令和5年4月3日から令和5年12月26日まで
- 作業地域
長野市、大町市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県告示第300号

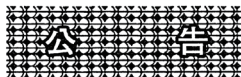
岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 空中写真撮影
- 作業期間
令和4年5月4日から令和5年3月24日まで
- 作業地域
岡谷市

建設政策課

**公告**

県営福島地区緊急防災工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年5月22日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営福島地区緊急防災工事計画書の写し
- 縦覧の期間
令和5年5月23日から令和5年6月19日まで
- 縦覧の場所
須坂市役所

農地整備課